

議提第4号

小松島市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和2年7月29日

小松島市議会議長 出口 憲二郎 殿

提出者	小松島市議会議員	池渕 彰
	〃	前川 英貴
	〃	井村 保裕
	〃	廣田 和三
	〃	津川 孝善

小松島市議会委員会条例の一部を改正する条例

小松島市議会委員会条例（昭和42年小松島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務部」の次に「、危機管理部」を加え、同項第3号中「産業建設部」を「産業振興部, 都市整備部」に改める。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

小松島市議会委員会条例（昭和 42 年小松島市条例第 18 号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし，議長においては，その割り当てられた常任委員を辞することができる。</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 11 人 <u>総務部</u>及び<u>会計課</u>の所管並びに<u>消防</u>に関する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 産業建設委員会 11 人 <u>産業建設部</u>，<u>水道部</u>及び<u>農業委員会</u>の所管に関する事項</p> <p>(4) (略)</p>	<p>（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし，議長においては，その割り当てられた常任委員を辞することができる。</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 11 人 <u>総務部</u>，<u>危機管理部</u>及び<u>会計課</u>の所管並びに<u>消防</u>に関する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 産業建設委員会 11 人 <u>産業振興部</u>，<u>都市整備部</u>，<u>水道部</u>及び<u>農業委員会</u>の所管に関する事項</p> <p>(4) (略)</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p>